

# 長期留学中に修得した単位による トライリンガル養成特定プログラムの単位認定について

トライリンガル養成特定プログラムの登録者が、当該言語圏に長期留学をした場合には、留学期間中に修得した単位により、発展科目の中から自由に選んだ最大4単位を認定します。

検定試験および留学により修得した単位による単位認定を希望する場合は、遅くとも卒業の前年の10月31日までに合格証のコピーを添えて外国語教育研究センターに申し出てください。(期限以後の単位認定申請は受理しません)

## 提出書類

- (1) 長期留学による単位認定申請書 (別記様式第1号および別記様式第2号)
- (2) 留学先で修得した単位を証明できる成績表等
- (3) 留学先で単位を修得した授業科目のシラバス\* (原語版およびその和訳)

\*中国をはじめとするアジア圏の大学などで、シラバスがない場合は、自分で下記の①～⑦の内容を記載した書類 (シラバスにかわるもの) を作成し、授業内容を把握している留学先の担当教員にサイン (または押印) をしてもらってください。

- ①授業科目名、②担当教員名、③単位数、④週当たりの授業時間
- ⑤授業概要、⑥授業計画 (おおまかなものでよい)
- ⑦成績評価の方法 (大学のHP等で公表されている基準)

## 手順

1. 書類 (書式第1号および書式第2号) をダウンロードし、必要事項を記入する。
2. 本学で認定を希望する授業の担当教員に書式第2号と証明書およびシラバスを提出し、単位認定の許可をもらう。  
本学で認定を希望する授業科目が複数あり、その担当教員が異なる場合には、それぞれの教員に書類を提出する。
3. 書類 (証明書やシラバス等を含む) を外国語教育研究センターに提出する。

## 受付期間

前期に認定を希望する場合：

4月1日から4月30日までの間に提出する。

後期に認定を希望する場合：

10月1日から10月31日までの間に提出する。

\*学部によっては、希望する学期に認定ができないこともあります。

認定の時期については、所属学部で確認してください。

## 提出先

外国語教育研究センターCALL支援室 (総科J203)